

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

「「生きる」を増やす。爆発的に。」というミッションの下、株主をはじめとしたステークホルダー（従業員、取引先、雇患者、債権者、地域社会等）の皆様の利益を重視した経営を行うことが不可欠と考え、このような発展の基盤となる経営の健全性および透明性の向上を目的として、コーポレート・ガバナンスの強化に積極的に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
鍵本 忠尚	28,800,000	85.51
大日本住友製薬株式会社	1,500,000	4.45
竹田 英樹	870,000	2.58
みずほキャピタル株式会社	510,000	1.51
株式会社ニコン	500,000	1.48
株式会社新日本科学	300,000	0.89
澁谷工業株式会社	300,000	0.89
ヘリオス投資事業有限責任組合	297,000	0.88
松田 良成	275,000	0.81
テラ株式会社	100,000	0.29

支配株主（親会社を除く）の有無	鍵本 忠尚
-----------------	-------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

決算期	12 月
-----	------

業種	医薬品
----	-----

直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
---------------------	--------

直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が生じる場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本条件とし、取引内容及び条件の妥当性について、当

社取締役会において審議の上、その取引金額の多寡に関わらず、取締役会決議をもって決定し、少数株主の保護に努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
マイケル・アルファント	他の会社の出身者											
西山 道久	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
マイケル・アルファント	○	フュージョン・システムズ・ジャパン(株)グループ会長兼CEO (株)ニューポート 取締役	マイケル・アルファント氏は、会社経営全般に関して豊富な経験を有しており、中立的な立場で助言や提言を行うことで経営監視機能の強化を担っております。東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定いたしました。
西山 道久	○	——	西山道久氏は、製薬会社における豊富な経験を有しており、研究開発に関する助言と共に中立的な立場で提言を行うことで経営監視機能の強化を担っております。東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査体制は、監査役監査、内部監査及び会計監査人による会計監査を基本とし、それぞれの実効性を高め、かつ全体としての監査の質的向上と有機的な連携・相互補完を図るため、定期的に各監査間での監査計画・監査結果の報告、情報の共有化、意見交換など緊密な相互連携に努めております。

監査役会は、毎月1回の定時監査役会に加え、重要な決議事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。また、常勤監査役は、経営会議等の重要会議にも参加しており、意思決定プロセスの妥当性の検証を行っております。

内部監査室と常勤監査役は日常的にコミュニケーションを図るとともに、定期的に会合を持ち、相互補完的に、年度活動方針の事前調整、効果的な監査の実施に努めています。

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に準ずる会計監査を受けております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はありません。また当社は、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備するとともに、株主及び投資家にとって有用な会計情報を提供するための会計処理方法、開示方法の相談等、緊密な情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中野 剛	他の会社の出身者													
平井 昭光	弁護士													
成松 淳	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
			中野剛氏は、会社経営全般に関して豊富な経

中野 剛	○	——	験を有しており、当社の経営監視機能の強化とともに監査体制の強化を担っております。東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定いたしました。
平井 昭光	○	レックスウェル法律特許事務所 代表パートナー (株)ファンペップ 代表取締役 ラクオリア創薬(株) 社外取締役 (株)レグイミュン 社外取締役 沖縄プロテイントモグラフィー(株) 取締役	平井昭光氏は、弁護士として培われた高度な人格と専門的な法務及びコンプライアンスに対する知見を有しており、当社の監査体制の強化を担っております。東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定いたしました。
成松 淳	○	監査法人シェルパートナーズ 代表社員 ミュージオ(株) 代表取締役社長 ヴォラーレ(株) 社外取締役 (株)トーキョーストーム 社外監査役 (株)レアジョブ 社外監査役 (株)FINC 社外取締役	成松淳氏は、公認会計士として企業会計に関する豊富な知識と会社経営全般に関して豊富な経験を有しており、当社の監査体制の強化を担っております。東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上に対する意欲を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。各付与者への支給水準は、当社業績への貢献度・職責等を勘案して決定しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、その他
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の現在及び将来の従業員や発明者を中心とする当社の顧問に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、ストックオプションに加え、三井住友信託銀行株式会社を受託者として「単独運用・特定金外信託（新株予約権活用型インセンティブプラン）」（以下「本信託」という。）を設定し、三井住友信託銀行株式会社に対して、新株予約権を発行しております。本信託は、三井住友信託銀行株式会社が、当社に在籍する従業員や当社の顧問のうち受益者適格要件を満たす者に対して、新株予約権を分配するというものであり、既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、従業員ごとの将来の人事評価や発明者を中心とする顧問の実際の功績を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力や顧問の功績に報いることができるようにするとともに、将来採用された従業員に対しても採用の時期によって過度に差が生じることなく、又は当社が将来顧問として委嘱を行う者に対しても同様の基準に従って新株予約権の分配を可能とするものであります。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告にて、取締役、監査役及び社外役員の報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

取締役及び監査役の報酬額は、株主総会で決議された範囲内において決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では人事総務部が社外取締役・社外監査役の窓口となりサポートを行っております。
取締役会資料は事前送付し、必要な場合には事前説明を実施するなど十分な情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は会社機関として取締役会、監査役会、会計監査人及び経営会議を設置しております。当社の各機関の内容は以下のとおりであります。

(イ) 取締役会

取締役会は、取締役7名(うち社外取締役2名)で構成されており、毎月1回の定時取締役会の開催に加え、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。取締役会では、法令、定款で定められた事項及び経営に関する重要事項を決定するとともに職務に関する情報共有等を行っております。

なお、経営に関する重要事項の決定権限の一部を経営会議へ移譲することにより迅速な意思決定と機能的な業務執行を図っております。

(ロ) 監査役会

監査役会は、監査役3名(全て社外監査役)で構成されており、毎月1回の定時監査役会の開催に加え、必要に応じて臨時監査役会を適宜開催しております。監査役会では、法令、定款で定められた事項及び監査方針等の重要事項を決定するとともに職務に関する情報共有等を行っております。また、監査役は取締役会に出席するほか、その他の重要な会議にも必要に応じて出席、代表取締役社長との協議を持つなどして、取締役の業務執行状況を監督するとともに、会計監査人や内部監査室と情報共有を行い、業務監査・会計監査の両方において監査の精度の向上を図っております。

(ハ) 会計監査人

会計監査人は、有限責任監査法人トーマツの業務執行社員2名及び監査業務に係る補助者4名で構成されており、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施しております。

(ニ) 経営会議

経営会議は、執行役員制度を導入したことに伴い、経営及び業務執行に関する機動的な意思決定機関として設定いたしました。常勤取締役、常勤監査役及び執行役員で構成され、毎月1回以上開催して経営に関する重要事項の審議及び決議等を行っております。

(ホ) 執行役員制度

当社では、経営及び監督機能と執行機能の分離をすることで、経営の効率化や意思決定の迅速化を目的として平成26年4月から執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役会によって選任され、経営会議に出席するほか、取締役会の決議により定められた担当業務の意思決定及び業務執行を担っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、上記のとおり監査役会設置会社の体制を採用し、経営の健全性と透明性の向上を図っております。取締役7名のうち2名は社外取締役であります。当社の研究開発、企業活動及び当社を取り巻く事業環境にも精通しており、踏みこんだ議論、助言を行うことで経営への監視機能を強化しております。

また当社監査役3名は全て社外監査役であり、常勤監査役は上場会社における企業経営の経験を有する者であり、非常勤監査役は弁護士並びに公認会計士であります。

高次の知識・経験、情報に基づく監督機能として十分に機能することが期待できるコーポレート・ガバナンス体制が構築されていると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	会社法に規定される期日までに発送をしております。今後は、招集通知の早期発送に努める所存です。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は、当社は決算期が12月であるため、他の上場企業の多くが株主総会を開催する6月ではなく、3月が開催月となっております。3月の開催に際し、一般的に言われる集中日の開催は当然に避けられるものの、12月決算の他社の集中日を避けるとともに、株主が出席しやすい場所を確保しております。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、電磁的方法による議決権行使の方策を導入しておりませんが、株主の利便性を勘案しながら検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 境向上に向けた取組み	当社は、議決権電子行使プラットフォームに参加しておりませんが、株主の利便性を勘案しながら検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	当社は、招集通知の英文提供を行っておりません。しかしながら、今後外国人株主の状況を鑑みて、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後検討すべき事項と考えております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会を実施する予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び年度決算終了後の決算説明会の定期的開催に加えて、機関投資家・アナリストとの個別ミーティングを行うことを予定しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現状では予定しておりませんが、外国人投資家の保有状況を考慮のうえ、検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIRウェブサイトを開設し、当社情報を速やかに発信できる体制を構築予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	人事総務部、財務経理部、戦略調査室が連携して担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「適時開示マニュアル」において、「投資家、社会及びステークホルダー等に対して事業・財政状況、及び成果等の企業情報につき適時かつ適切な開示を行う」旨を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対し、適時適切に企業情報を提供することが重要であると認識しており、ホームページ及び適宜開催の会社説明会等を通じて情報提供を行っていく方針です。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

業務の適正を確保するため、平成26年3月開催の取締役会において内部統制システムの構築に関する基本方針を決議したほか、組織関連規程、人事関連規程、経理関連規程、業務関連規程、総務関連規程を整備することにより業務上の権限と責任を明確にしております。また、平成27年4月開催の取締役会において、近時の会社法施行規則の改正に伴う内部統制システムの見直しを行っております。加えて、監査役会及び内部監査人は、業務監査を通じて、内部統制システムの整備及び運用状況を定期的に検証しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、コンプライアンス体制の基礎として、「ヘリオスグループ コンプライアンス基本方針」を定めると共に、「コンプライアンス規程」及び「ヘリオスグループ コンプライアンス行動規範」を制定し、取締役及び使用人にコンプライアンスの実践を求める。

取締役及び使用人は、当社の定めた諸規程に従い、企業倫理の遵守及び浸透を行う。

中立・独立の社外監査役を含む監査役会により、監査の充実を図る。

人事総務部をコンプライアンスの推進に従事すべき部署とするとともに、内部監査を担当する内部監査室を設置して、取締役及び使用人の教育、コンプライアンスの状況の監査等を行う。

内部監査室は、法令等遵守状況についての監査を定期的に実施し、その結果を取締役会、経営会議及び監査役会に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書（電磁的記録を含む。）の整理保管、保存期限及び廃棄ルール等を定めた「文書管理規程」及び適用法令に基づき、適正な保存及び管理を行う。

また、取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスクマネジメント規程」をはじめとする諸規程を整備し、事業活動を行うにあたり経営の脅威となりうる要因の洗い出しに取り組むとともに、それら要因への対応力を強化する。人事総務部を全社的なリスクマネジメントの統括部とし、各部署におけるリスクマネジメントの適正化を図る。

さらに、「リスクマネジメント基本方針」に基づき、リスクマネジメントに関する社内ルール化、文書化、研修・教育の実施を推進することを通じ、当社の経営に対するリスクの軽減を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例の取締役会を毎月1回開催するとともに、必要に応じ適宜臨時取締役会を開催し、適時に重要事項の意思決定及び取締役の業務執行の監督を行える体制を構築する。

取締役会の委任に基づく審議・決定機関として、常勤取締役及び執行役員により構成される経営会議を設置し、情報及び意見の交換を促進することにより、迅速かつ効率的な職務の執行に努める。

取締役会及び経営会議を一体化した意思決定・監督機関と位置付け、それぞれの運営及び付議事項等を定めた「取締役会規程」及び「経営会議規程」を制定する。

また、社内の指揮命令系統の明確化及び責任体制の確立を図るため、経営組織、業務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。

5. 当社、親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在当社に親会社及び子会社は存在しないが、将来において子会社等を設立する場合には、企業集団における業務の適正確保のための必要の体制を構築する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の監査の実効性を高め、かつ、その職務の円滑な遂行を確保するため、監査役の要請に応じ、内部監査室等に所属する使用人に必要に応じて監査業務を補助させる。

監査業務の補助を命ぜられた使用人はその業務に関して監査役の指揮命令に服し、取締役及び所属する部署の管理職の指揮命令を受けないものとする。監査役は、当該使用人の業務執行者からの独立性の確保に努めるとともに、その権限、属する組織及び人事異動、人事評価、懲戒処分等に対する監査役の同意権並びに監査役の指揮命令権の明確化などを必要に応じ検討する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、監査役への報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制及び子会社の取締役、使用人等の親会社監査役に対する報告に係る体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、ただちに監査役に報告しなければならない。

取締役及び使用人は、他の役員及び使用人の法令違反行為を知ったときは、「コンプライアンス規程」に従い速やかに監査役に通報する。かかる通報は匿名でも受け付けるものとし、また、口頭、電話、郵便等いかなる方法でも行いうるものとする。通報を受けたときは、社長が速やかに事実関係の調査を行うものとし、この調査にあたっては通報者のプライバシーに十分配慮しなければならない。

監査役は、内部統制システムの構築及び運用の状況についての報告を取締役に対して定期的に求めるほか、内部統制上の組織・規程・手続等の諸制度に変更があった場合にも取締役に対して報告を求める。

なお、現在当社に子会社は存在しないが、将来において子会社を設立する場合には、子会社の取締役、使用人等が当社監査役に報告をするための適切な体制を整備する。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

監査執行上必要と認められる費用については、監査役が予算を提示し、監査役会においてこれを決議する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

「監査役会規程」及び適用法令に基づき、監査役会を原則として月一回開催し、さらに必要があるときは随時開催することで、適時に監査役間における情報共有及び意見交換を実施し、監査の実効性を確保する。

監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、必要に応じ適宜取締役会、経営会議及びその他の重要な会議に出席するほか、内部監査室及び会計監査人と随時情報及び意見の交換を実施する。また監査役は、業務執行に関する重要な書類を閲覧し、取締役又は使用人に対しその説明を求めることができる。

10. 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、弁護士や警察等とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

役員及び使用人に対し、反社会的勢力の排除に向けた社内体制等及び関連法令の周知徹底を図る。また、「反社会的勢力対策規程」に基づき、反社会的勢力への対応に係る最高責任者及び防止責任者を選任するとともに、同規程及び「反社会的勢力調査マニュアル」に基づく取引先等の確認調査を人事総務部において実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、弁護士や警察等とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応するため、平成26年2月開催の取締役会において反社会的勢力対策規程を決議し、また同時に反社会的勢力調査マニュアルも制定、全役職員が本規定を順守し、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

1. 買収防衛策の導入の有無

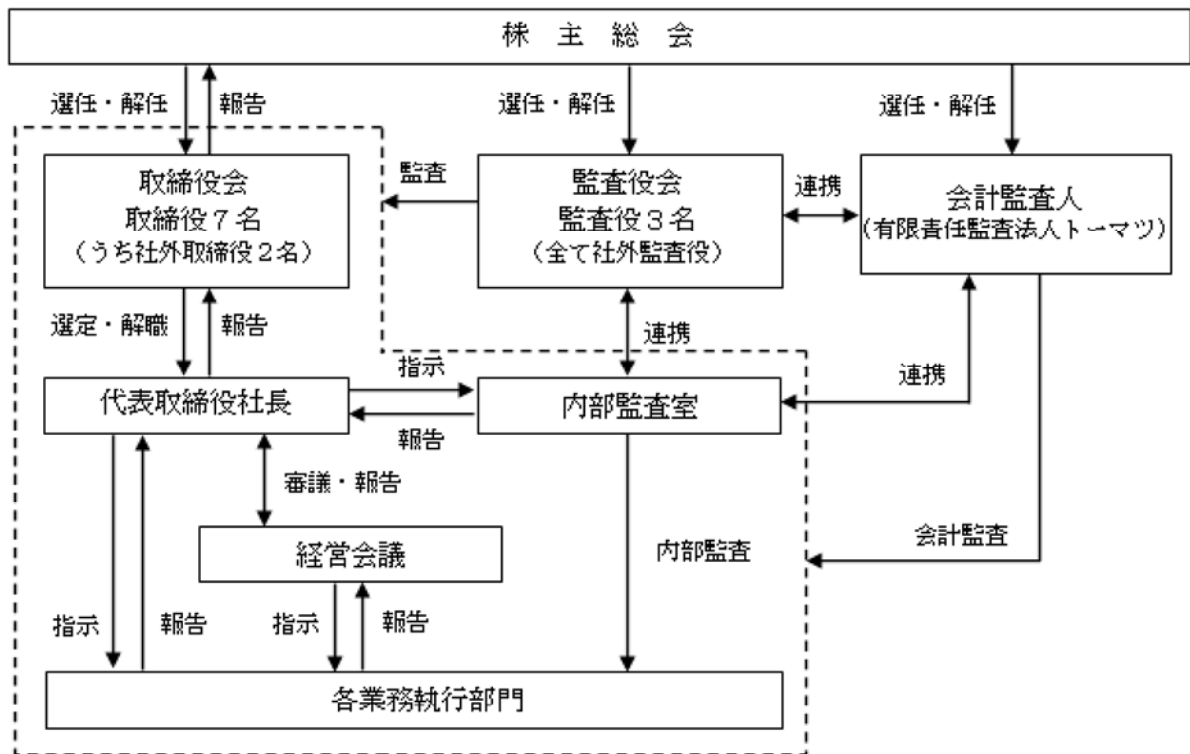
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要】

